

令和6年度脱炭素経営相談対応業務 企画提案要領

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和6年度脱炭素経営相談対応業務
- (2) 業務の趣旨・目的
別紙「令和6年度脱炭素経営相談対応業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和7年2月28日まで

2 予算額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※採用された者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを依頼する。

3 応募資格

次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 募集開始 令和6年3月1日（金）
- (2) 質問票提出期限 令和6年3月8日（金）午後5時【必着】

- | | |
|------------------|---------------------|
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年3月12日(火) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年3月15日(金) 正午【必着】 |
| (5) 書面審査 | 令和6年3月15日(金)～21日(木) |
| (6) 優先交渉者の決定及び通知 | 令和6年3月25日(月)(予定) |
| (7) 契約締結 | 令和6年4月1日(予定) |

5 応募方法

応募を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(表紙)【様式1】
- イ 企画提案書(本体)【様式2】
- ウ 【様式2】別紙「相談対応項目リスト」
- エ 業務実施体制【様式3】
- オ 費用見積書(任意様式)
 - …宛名は、「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、数量、費用全体に掛かる消費税及び地方消費税を明記すること。
- カ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)【様式4】
- キ 消費税の「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」【様式5】
- ク 法人登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可)(*)
- ケ 決算書の写し(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))(*)
- コ 国税及び群馬県税の納税証明書(3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可)(*)
 - …国税については「その3の3」様式(法人税、消費税及び地方消費税)、群馬県税については「県税に滞納がないことの証明(完納証明・規則第45条の3様式)」とする。なお、群馬県税に課税実績がない場合は、課税実績がないことを証明する納税証明を提出すること。
- サ その他(任意)

(「*」のついた資料は、群馬県の物件等購入契約資格者名簿登載者は提出不要)

(2) 提出方法

電子メールによる。

添付ファイルを含めて7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

※件名を「令和6年度脱炭素経営相談対応業務委託 応募」とすること。

(3) 提出期限

令和6年3月15日(金) 正午【必着】

(4) 提出先

13 問合せ先に同じ。

6 企画提案書（本体）【様式2】作成上の留意事項

- ・仕様書の内容を踏まえ、【様式2】の青字の内容を確認の上、作成すること。
- ・企画提案書提出時は、【様式2】の青字の記載は削除し、PDF化して提出すること。
- ・できるだけ平易な表現で（図表などを使用する、専門用語を使用する際には注釈をつける等）分かりやすく、かつ具体的に作成すること。
- ・【様式2】のフォント、レイアウト等は自由に変更して良い。
- ・【様式2】にWord形式以外の資料を添付する場合は、適当な場所に差し込みPDF化すること。なお、当該ページにはページ番号を付番しなくてもよい。
- ・全てのページについて、Word形式以外の形式（PowerPoint等）で作成することも可とするが、その場合は、「【様式2】に代わるものであること」が分かるよう、企画提案書（本体）の1枚目にその旨を記載し、目次、ページ番号を必ず記載の上PDF化すること。

7 審査

(1) 審査方法

提出された書類を下記審査項目に基づき審査し、優先交渉者及び次点交渉者を決定する。

審査は「令和6年度脱炭素経営相談対応業務委託プロポーザル審査委員会」が、書面で行う。プレゼンテーションは実施しないが、審査する上で必要が生じた場合に、提案内容についてヒアリング等を実施する場合がある。

(2) 審査期間

令和6年3月15日（金）～21日（木）

(3) 優先交渉者の決定及び審査結果の通知

令和6年3月25日（月）（予定）

企画提案書等の提出を行った全者に対し、文書により結果を通知する。

8 審査項目

以下の6項目について、評価・採点する。

- (1) 業務遂行体制
- (2) 業務遂行能力
- (3) 情報管理
- (4) 事業の自主性
- (5) 事業の効果最大化

(6) 価格

9 質問及び回答

(1) 質問方法

質問票【様式6】を提出すること。

(2) 受付期限

令和6年3月8日(金)午後5時【必着】

(3) 提出方法

電子メールによる。

※提出した旨を電話で連絡すること。

※件名を「令和6年度脱炭素経営相談対応業務委託 質問」とすること。

(4) 提出先

13 問合せ先と同じ

(5) 回答

回答は、令和6年3月12日までに個別に電子メールにより行う。

なお、回答は要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

10 契約

- ・優先交渉者は、県との間で契約交渉を行う。
- ・仕様書及び企画提案内容は、委託予定者選定のためのものであるため、改めて細部を打合せの上、契約内容及び契約金額を決定する。
- ・優先交渉者との協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

11 その他留意事項

- ・応募にかかる費用は全て提案者の負担とする。
- ・提出された資料は返却しない。
- ・提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- ・審査事務に必要な範囲において、企画提案書等を複製することがある。
- ・審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ・令和6年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本プロポーザルについて、停止等を行うことがある。
- ・プロポーザルの優先交渉者の決定の効果は、令和6年4月1日に令和6年度予算発効時において効果を生ずる。

12 企画提案書作成にあたり配布する資料

- ・令和6年度脱炭素経営相談対応業務企画提案要領（※本資料）
- ・令和6年度脱炭素経営相談対応業務委託仕様書
- ・企画提案書（表紙）【様式1】
- ・企画提案書（本体）【様式2】
- ・【様式2】別紙「相談対応項目リスト」
- ・業務実施体制【様式3】
- ・誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）【様式4】
- ・消費税の「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」【様式5】
- ・質問票【様式6】

13 問合せ先

群馬県 知事戦略部 グリーンイノベーション推進課 連携推進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県庁 16 階

Tel 027-897-2751

E-mail guriibe@pref.gunma.lg.jp